

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月15日  
照会部署名 文京年金事務所  
照会担当者 アシスタントインストラクター 適用調査課長 浜口匡司  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 矢口

(受付番号)

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ブロック本部受付番号 No. 2010—046 | 本部受付番号 No. 2010—791 |
|-------------------------|---------------------|

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

パート等の短時間就労者が雇用契約の変更により被保険者となった場合の定時決定について

(内容)

下記の事例に係る定時決定の取扱いについて、ご教示願います。

1. 雇用契約上の勤務時間の変更（3/4未満→3/4以上）に伴い、被保険者に該当することとなった場合

給与の支払日 毎月15日締切、当月25日支払

資格取得年月日 平成22年4月16日（同日より3/4要件を満たすこととなったが、以前は3/4未満の雇用契約のため厚生年金等は未加入）

取得時報酬 200千円

4月25日支払分（3月16日から4月15日分（保険未加入時の分）

支払基礎日数 ? (支払基礎日数になるのか?)

給与支給額 165, 391円

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 5月25日支払分 | 支払基礎日数 30日<br>給与支給額 196,791円 |
| 6月25日支払分 | 支払基礎日数 31日<br>給与支給額 192,324円 |

上記1の場合、4月25日支払分を算定対象月に含める（南関東ブロックの見解）必要があるのか。保険関係の成立（被保険者資格取得日は4月16日）以後の報酬で決定すべきではないか。

## 2. 嘱託再雇用の場合

給与の支払日 每月15日締切、当月25日支払  
再雇用年月日 4月23日  
取得時報酬 320千円

|          |   |
|----------|---|
| 5月25日支払分 | 支払基礎日数 ? (嘱託再雇用後の日数は1月ない)<br>給与支給額 595,391円 |
| 6月25日支払分 | 支払基礎日数 31日<br>給与支給額 339,336円                |

平成8年4月8日付保文発第269号・庁文発第1431号厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険指導課長・年金指導課長通知（「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）」の一部改正について）によると、「使用関係を一旦中断したものと見なし・・・」とされており、再取得年月日より新たに保険関係が成立すると思われる。

また、同通知の趣旨からも、（過去の高い報酬を加えることにより）取得時報酬より高い報酬で決定するのは趣旨に反するのではないか。

(ブロック本部回答)

定時決定時の保険者算定については、旧社会保険庁通知「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日 保発第4号）において示されているとおりである。

今回の事例については、保険未加入時の報酬ではあるが、資格取得以降に1月分が支払われていること、3月16日～4月15日分が日割りで計算された報酬ではないこと、上記通知において保険者算定のケースが限定されていることを考慮すれば、4月支払い分を定時決定に含めると思料される。

質問2についても同様、5月支払い分を除く根拠は諸規定においても見受けられない。

回答日 平成22年7月28日

回答部署名 南関東ブロック本部 適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

定時決定については、被保険者が現に使用される事業所において受けた報酬をもって決定されることから、実際の被保険者期間について労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもの以外は算定の対象に含まない。

そのため、資格取得した後の期間及びその期間中の労務の対象として受けた報酬を用いて定時決定を行う。（年金局事業管理課 回答）

回答日 平成23年 8月12日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上